

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

令和元年法律第55号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号。以下この条において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和28年法律第214号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第1条の規定による廃止前のらい予防法（以下この項において「旧らい予防法」という。）第11条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第11条第4号において「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者
 - 二 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者（前号に掲げる者を除く。）
 - 三 昭和20年8月15日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正11年勅令第521号）第1条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第2項の規定による廃止前の癩予防法（明治40年法律第11号）第3条第1項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和10年制令第4号）第5条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第11条第4号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 昭和20年8月15日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第1条の規定により旧らい予防法附則第2項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者（前三号に掲げる者を除く。）
- 2 この法律において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦（昭和20年8月15日までの間にあっては、前項第4号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。）に住所を有しなかった場合）にあっては、当該ハン

セン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者（当該各号に該当する者であった期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であって、この法律の施行の日（第9条第2項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。

- 一 ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10条第1項において同じ。）
- 二 ハンセン病元患者の一親等の血族
- 三 ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- 四 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）
- 五 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- 六 ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- 七 ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

第2章 補償金の支給

（補償金の支給）

第3条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。

（補償金の額）

第4条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病元患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第2条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者 180万円
- 二 第2条第2項第4号から第7号までのいずれかに該当する者 130万円

（既に支給を受けた補償金との調整）

第5条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給（第10条第1項の規定による補償金の支給を除く。）を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第2号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第1号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第2号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整）

第6条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第3条の規定による補償金の支

給（同法第6条第1項の規定による補償金の支給を除く。）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

（異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整）

第7条 補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族（ハンセン病元患者家族に限る。）として国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の補償金を支給する。

（損害賠償等がされた場合の調整）

第8条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

（補償金に係る認定等）

第9条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求（以下この章において単に「請求」という。）は、施行日から起算して5年を経過したときは、することができない。

（支払未済の補償金）

第10条 ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この条及び第25条において「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第1項の規定による補償金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（請求書の提出）

第11条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 請求に係るハンセン病元患者の氏名

- 三 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）
- 四 請求に係るハンセン病元患者が国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた場合にあつては、当該入所していた国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所の名称及びその期間
- 五 請求に係るハンセン病元患者との関係及び当該関係にあつた期間
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

（厚生労働大臣による調査）

- 第12条** 厚生労働大臣は、第9条第1項の認定（次項及び次条第6項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。
- 2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

- 第13条** 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第2条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により当該請求者がハンセン病元患者家族であること（同項各号のいずれに該当するかの別を含む。）を確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を求めなければならない。
- 2 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 3 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。
- 4 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第2項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 5 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第2項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第2項の規定による通知があったハンセン病元患者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(公務所等の協力)

第14条 公務所又は公私の団体は、第12条第2項又は前条第4項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第15条 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第16条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第17条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第18条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

第3章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(審査会の設置)

第19条 厚生労働省に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第20条 審査会は、5人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第21条 審査会に、会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 名誉の回復等

第24条 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第5章 雑則

(戸籍事項の無料証明)

第25条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長）は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第26条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（次条第1項及び第28条において「機構」という。）に委託することができる。

(ハンセン病元患者家族補償金支払基金)

第27条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。）に要する費用（補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

- 2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

(交付金)

第28条 政府は、予算の範囲内において、第26条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第29条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [制定法律情報](#) > [第200回国会](#) [制定法律の一覧](#) >

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

法律第五十六号（令元・一一・二二）

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「この法律」を「同法」に改め、第三項中「あった者等」の下に「及びその家族」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

第一条中「あった者等」の下に「及びその家族」を加える。

第三条第一項中「あった者等」の下に「及びその家族」を加え、「その他」を「その他の」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「として」の下に「、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として」を加える。

第四条及び第五条中「あった者等」の下に「及びその家族」を加える。

第六条の見出し中「ハンセン病の患者であった者等その他の」を削り、同条中「あった者等」の下に「、その家族」を加える。

第十一条の見出し及び同条第一項中「整備」の下に「及び充実」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（国家公務員法の特例等）

第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表(一)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十七条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十八条中「あった者等」の下に「及びその家族」を加え、「、死没者」を「、ハンセン病の患者であった死没者」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(厚生労働・内閣総理大臣署名)

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

法案概要

○現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
○各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

○実施主体：市町村

※事業の全部又は一部の委託可

○内容：心身の状態に応じた保健指導

療養に伴う世話

育児に関する指導若しくは相談その他の援助

○実施類型：①短期入所型

②通所型（デイサービス型）

③居宅訪問型（アウトリーチ型）

○実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設

○実施基準：厚生労働省令で定める基準
(人員、設備、運営等に係る基準)

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

○市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、

・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整

・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携

を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

○2年を超えない範囲内で政令で定める日

新型コロナウイルス等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型コロナウイルス及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～
新型コロナウイルス及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第1条)

1. 平時から緊急事態宣言前までの措置

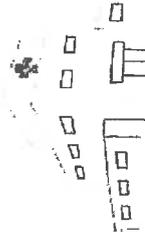
- (1) 行動計画の作成等
 - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 物資及び資材の備蓄
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」

※実施すべき区域等を公示

2. 「新型コロナウイルス等緊急事態」発生の際の措置

- ① 市町村の対策本部を設置
- ② 外出自粛要請、遊技場、遊興施設、催物等の制限等の要請・指示
- ③ 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ④ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ⑤ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑦ 埋葬・火葬の特例
- ⑧ 行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)
- ⑨ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)等
- ⑩ 政府関係金融機関等による融資



新型コロナウイルス等緊急事態宣言の要件

要件①

新型コロナウイルス等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えおそれがあるもの）で政令で定めるもの）が発生
(特措法*第32条前段)

肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重症である重症の発生頻度が、（季節性）インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高い（施行令**第6条第1項）

要件②

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当すること
(特措法*第32条後段)

新型コロナウイルス等感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者、かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は死亡した者が新型コロナウイルス等に感染し、又は感染したおそれがある集団が特定できない場合（施行令**第6条第2項第1号）

又は

新型コロナウイルス等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の新型コロナウイルス等の感染が拡大していると思われる正当な理由のある場合（施行令**第6条第2項第2号）

2つの要件すべてに該当

* 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

** 新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令(平成25年度政令第122号)

新型コロナウイルス等緊急事態宣言の実施

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や遊技場や遊興施設等の使用制限の要請（特措法第45条）
②病院等の医療機関が不足した場合の、臨時の医療施設の開設（特措法第48条）等

※上記の要請は、対象地域の各都道府県知事が感染状況を踏まえて実施を判断

感染を防止するための協力要請等について（法第45条）

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置が講じられます

不要不急の外出の自粛等の要請

- 都道府県知事は、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請します。

(※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

遊技場や遊興施設等の使用等制限等の要請等

- 都道府県知事は、期間を定めて遊技場、遊興施設等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請します

(※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針が示される予定です。

注1 「施設」の具体的内容は、政令で規定。

注2 「措置」の具体的内容は、政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認めると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)
- 要請・指示を行ったときは、その旨が公表されます。

■改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第4号。令和2年3月13日公布、3月14日施行)

新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施する必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の一部を改正する法律が国会で成立し、公布されました。
(編集部)

■改正法の内容

一部改正法は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則に次の事項を定める特例規定を加えるものとなっており、改正法の公布日の翌日から施行することとされています。

(1)改正法の施行日(令和2年3月14日)から**政令で定められた令和3年1月31日まで**、今般の新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する**新型インフルエンザ等とみなして同法及び同法に基づく命令の規定を適用することとする**。

(2)新型インフルエンザ等対策特別措置法第14条の厚生労働大臣の内閣総理大臣に対する新型インフルエンザ等の発生等に関する報告義務の要件について、今般の新型コロナウイルス感染症についての読替えを定める。

(3)現に策定されている行動計画等に定められている新型インフルエンザ等に関する事項は、今般の新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

この改正法と新型インフルエンザ対策特別措置法の内容について、株式会社ぎょうせいが自治体向けに作成した参考資料を掲載します。詳細は、下記リンクをご覧ください。

■〔法令・法案動向〕新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案

(参考資料はこちらをクリック!)

[PDFファイル形式で読む](#)

労働基準法の一部を改正する法律（令和2年法律第13号）の概要

改正の趣旨

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されることや、労働政策審議会の建議等を踏まえ、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずる。

改正の概要

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長等

- ・ 賃金請求権の消滅時効について、令和2年（2020年）4月施行の改正民法と同様に5年に延長
- ・ 消滅時効の起算点が客観的起算点（賃金支払日）であることを明確化
（※）退職手当（5年）、災害補償、年休等（2年）の請求権は、現行の消滅時効期間を維持

2. 記録の保存期間等の延長

- ・ 賃金台帳等の記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長
- ・ 割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長

3. 施行期日、経過措置、検討規定

- ・ 施行期日：改正民法の施行の日（令和2年（2020年）4月1日）
- ・ 経過措置：賃金請求権の消滅時効、賃金台帳等の記録の保存期間、割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間は、**当分の間は3年。**
施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用
- ・ 検討規定：本改正法の施行5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じる

（参考）

	現行法	改正法	施行期日等
【民法】	1年 ・ 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権の消滅時効期間(短期消滅時効)	短期消滅時効は廃止し、契約に基づく債権の消滅時効期間は原則5年	施行期日：令和2年（2020年）4月1日 施行日以後になされた契約に基づく債権について、新たな消滅時効期間を適用
特別法			
【労働基準法】	(現行法) 2年 2年 5年 3年	(改正法) 5年(※) 5年(※) 5年 5年(※)	(改正法) 施行期日：改正民法の施行の日（令和2年（2020年）4月1日） 施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 高齢者、複数就業者等に対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保を図るため、雇用保険法、高齢者雇用安定法、雇用保険法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法等において必要な措置を講ずる。
- 失業者、育児休業者等への給付等を行う基盤となる雇用保険制度の安定的な運営を図るため、育児休業給付の区分経理等の財政運営の見直しを行う。併せて、現下の雇用情勢等に鑑み、2年間に限った保険料率及び国庫負担の暫定的な引下げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 高齢者の就業機会の確保及び就業の促進（高齢者雇用安定法、雇用保険法）

- ① 65歳から70歳までの高齢者就業確保措置（定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、労使で同意した上での雇用以外の措置（継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援する。【令和3年4月施行】
- ② 雇用保険制度において、65歳までの雇用確保措置の進展等を踏まえて高齢者雇用継続給付を令和7年度から縮小するとともに、65歳から70歳までの高齢者就業確保措置の導入等に対する支援を雇用安定事業に位置付ける。【令和7年4月施行・令和3年4月施行】

2. 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等（労働者雇用安定法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法）

- ① 複数就業者の労働者雇用安定給付について、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や給付の対象範囲の拡充等の見直しを行う。【公布後6月を超えない範囲で政令で定める日】
- ② 複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、雇用保険を適用する。【令和4年1月施行】
- ③ 勤務日数が少ない者でも適切に雇用保険の給付を受けられるよう、被保険者期間の算入に当たり、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定する。【令和2年8月施行】
- ④ 大企業に対し、中途採用比率の公表を義務付ける。【令和3年4月施行】

3. 失業者、育児休業者等への給付等を安定的に行うための基盤整備等（雇用保険法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法、労働者雇用安定法）

- ① 育児休業給付について、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るための給付と位置付ける。【令和2年4月施行】
- ② ①を踏まえ、雇用保険について、以下の措置を講ずる。【令和2年4月施行】
 - ア 育児休業給付の保険料率（1,000分の4）を設定するとともに、経理を明確化し、育児休業給付資金を創設する。
 - イ 失業等給付に係る保険料率を財政状況に応じて変更できる弾力条項について、より景気の動向に応じて判定できるよう算定方法を見直す。
- ③ ②の整備を行った上で、2年間（令和2～3年度）に限り、雇用保険の保険料率及び国庫負担の引下げ措置を講ずる。【令和2年4月施行】
 - ※ 保険料率 1,000分の2引下げ、国庫負担 本来の55%を10%に引下げ
- ④ 雇用保険二事業に係る保険料率を財政状況に応じて1,000分の0.5引き下げる弾力条項について、更に1,000分の0.5引き下げられるようにする。【令和3年4月施行】
- ⑤ 保険給付に係る法令上の給付額に變更が生じた場合に受給者の遺族に対する給付には、消滅時効を援用しないこととする。【令和2年4月施行】

70歳までの就業機会確保（改正高齢者雇用安定法）（令和3年4月1日施行）

改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要。

個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていづれかの措置を制度化する努力義務を設ける。

現行制度

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高齢者雇用確保措置（①65歳まで定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいづれかを講ずることを義務付け。

※ 平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月までに段階的に引き上げることが可能。（経過措置）

改正の内容（高齢者就業確保措置の新設）（令和3年4月1日施行）

- 事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいづれかの措置を講ずる努力義務を設ける。
- 努力義務について雇用以外の措置（④及び⑤）による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入されるものとする。

<高齢者雇用確保措置>（65歳まで・義務）

現行

- ①65歳までの定年引上げ
- ②65歳までの継続雇用制度の導入（特殊関係事業主（子会社・関連会社等）によるものを含む）
- ③定年廃止

<高齢者就業確保措置>（70歳まで・努力義務）

創業支援等措置（雇用以外の措置）
（過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入）

新設

- ①70歳までの定年引上げ
- ②70歳までの継続雇用制度の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ③定年廃止

④高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業
に從事できる制度の導入

70歳までの就業機会確保（改正高年齢者雇用安定法）（令和3年4月1日施行）

その他の改正の内容（令和3年4月1日施行）

- 厚生労働大臣は、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針を定める。
- 厚生労働大臣は、必要があると認めるときに、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言を行うこと、当該措置の実施に関する計画の作成を勧告することができることとする。
- 70歳未満で退職する高年齢者（※1）について、事業主が再就職援助措置（※2）を講ずる努力義務及び多数離職届出（※3）を行う義務の対象とする。
 - ※1：定年及び事業主都合により離職する高年齢者等
 - ※2：例えば、教育訓練の受講等のための休暇付与、求職活動に対する経済的支援、再就職のあっせん、教育訓練受講等のあっせん、再就職支援体制の構築など
 - ※3：同一の事業所において、1月以内の期間に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合の、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等の公共職業安定所長への届出
- 事業主が国に毎年1回報告する「定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況」について、高年齢者就業確保措置に関する実施状況に関する報告内容に追加する。

高年齢者の活躍を促進するために必要な支援（予算事業等）

<事業主による雇用・就業機会の確保を促進するための支援>

- ・ ①高年齢者就業確保措置を講ずる事業主に対する助成措置や相談体制などの充実、②他社への再就職の措置に関する事業主間のマッチングを促進するための受入企業の開拓・確保の支援、③能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築を進める事業主等に対する助成、④高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の構築の支援等。

<高年齢者の再就職やキャリア形成に関する支援>

- ・ ①ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化、②労働者のキャリアアップの再設計等を支援する拠点の整備、③企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の実施等。

<地域における多様な雇用・就業機会の確保に関する支援>

- ・ ①生涯現役促進地域連携事業による地方公共団体を中心とした協議会による取組の推進、②シルバークリスタルセンターの人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた取組の強化等。

<改正の趣旨>

多様な働き方を選択する者やパート労働者等で複数就業している者が増加している実状を踏まえ、セーフティネットとしての機能を果たしている労災保険制度の見直しを行い、複数就業者が安心して働くことができるような環境を整備する。

<現状>

- 労災認定した場合の給付額を事業場ごとの賃金を基に決定。
- 労災認定する際の業務上の負荷を事業場ごとに判断

<主な改正内容>

- 複数の事業主に雇用される労働者の場合に、
 - ① 非災害発生事業場の賃金額も合算労災保険給付を算定
 - ② 複数就業者の就業先の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定を行う
- 上記改正については、労働保険徴収法に規定する労災保険のメトリック制（個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険料率を増減させる制度）には影響させない。

(例)

○ 非災害発生事業場の賃金額を合算

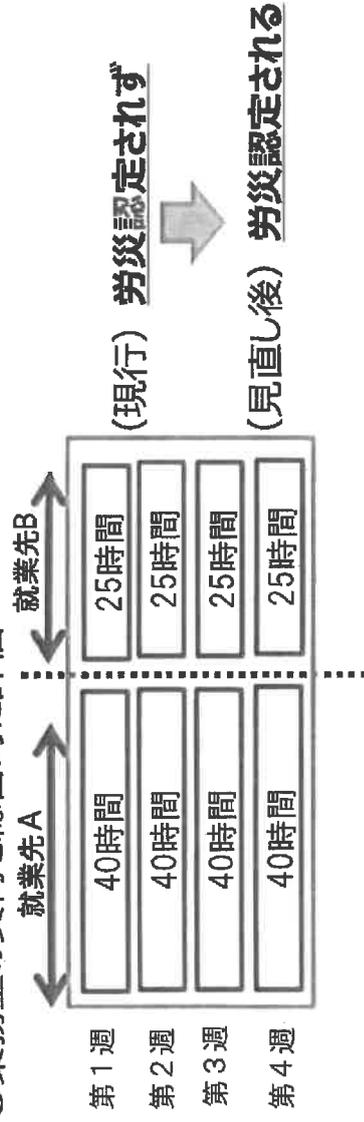


(現行) 15万円で保険給付を算定



(見直し後) 35万円で保険給付を算定

○ 業務上の負荷を総合的に評価



(現行) 労災認定されず



(見直し後) 労災認定される

※ 脳・心臓疾患の認定基準（抄）

発症前1か月間におおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
 <予算関連>

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

- 例1)車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
- 例2)交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、ソフト面の対策の強化が必要

②国民における課題

例)車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要

- ※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大
- ※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

法律の概要 ※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1)優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に
関する法律の一部を改正する法律について(概要)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

①令和2年6月19日施行分

国土交通省
市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン※)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの(特定の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

現在の特定事業(例)

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



教育啓発特定事業(例)

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験 当事者講師によるセミナー 2

②令和3年4月1日施行分

公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

○公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設

- 公共交通事業者等は、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準※)を遵守しなければならないこととする。

※スロープ板の適切な操作、適切な明るさの確保等

○交通結節点における移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設

- 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等が他の公共交通事業者等に対し、ハード・ソフト(旅客施設、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととする。

【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成三十年五月十七日参議院国土交通委員会)

- 三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。

国民に向けた広報啓発の取組推進 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設の例



(車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設)



(障害者用トイレ)

等

施設設置管理者が講ずべき具体的措置

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

バリアフリー基準適合義務の対象拡大

■ 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加



個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- 保有個人データの開示方法（※）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含まれることし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ベナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
（※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。
（※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

文字
サイズ
変更

標準 大きめ

検索

キーワード入力
閉じる

検索

English

[ホーム](#) | [委員会について](#) | [広報・お知らせ](#) | [個人情報保護法等](#) | [マイナンバー](#) | [国際関係](#) | [申請・手続](#) [報告](#)

ナビOpen/Close

[個人情報保護委員会](#) > [個人情報保護法等](#) > [法令・ガイドライン等](#) > [令和2年 改正個人情報保護法について](#)

令和2年 改正個人情報保護法について

令和2年3月10日に第201回通常国会に提出されました「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」は、令和2年6月5日の国会において可決、成立し、令和2年6月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。

改正法の施行は一部を除き、公布後2年以内としております。

円滑な施行へ向け、今後、政令、委員会規則、ガイドライン等の検討を行ってまいります。

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の概要等について

改正法の条文、新旧対照表、概要は以下をご確認ください。

関連資料

- [法律 \(PDF : 171KB\)](#)
- [新旧対照表 \(PDF : 443KB\)](#)
- [概要資料 \(PDF : 440KB\)](#)

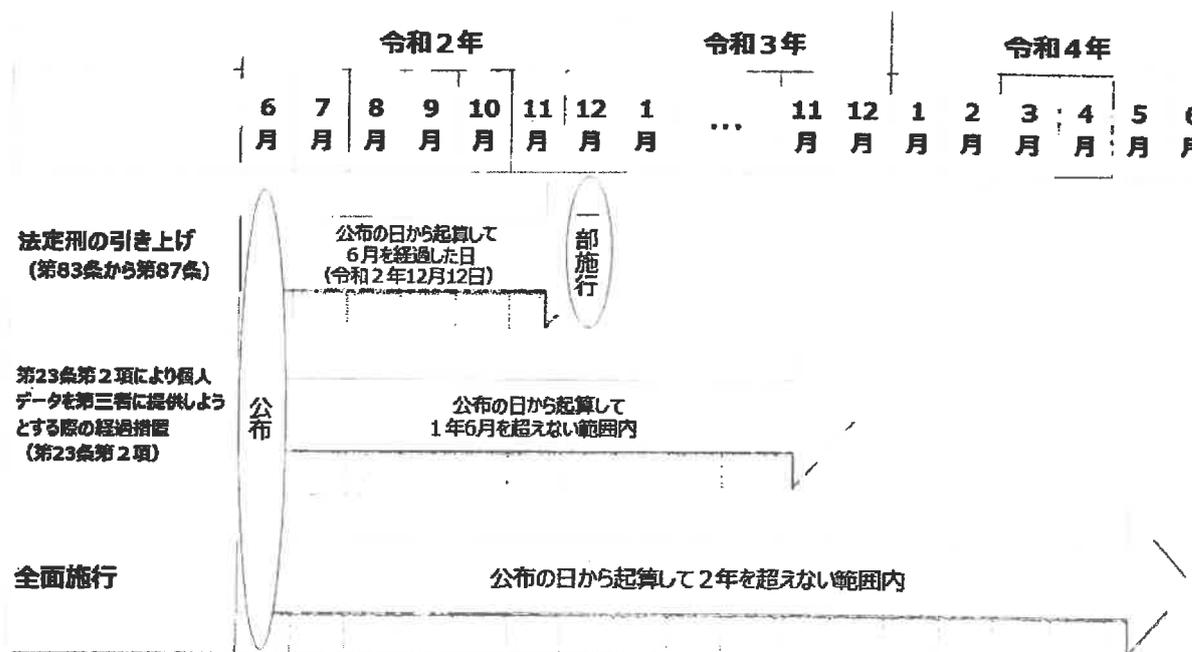
「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日について

改正法の施行は一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

また、第83条から第87条の法定刑の引上げ※については、公布の日から起算して6月を経過した日（令和2年12月12日）から、第23条第2項により個人データを第三者に提供しようとする際の経過措置については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

なお、政令で定めることとしている、全面施行の日等については、事業者等関係者が適切に対応できるよう検討を進め、決まり次第、HP等を通じてお知らせいたします。

[施行日について](#)



改正個人情報保護法の一部施行に伴う法定刑の引上げについて

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、令和2年12月12日から個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の法定刑が引上げとなります。

なお、施行日以前の行為に対する罰則の適用については、改正前の個人情報保護法の規定が適用されます。

■ 主な変更点

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

■ 改正前後の法定刑の比較

表1 改正前後の法定刑の比較

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会 からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会 への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

政令・規則・ガイドライン等の整備に向けた検討の状況について

改正個人情報保護法について、事業者等関係者が適切に対応できるよう準備期間を設ける観点から、関係する政令・規則・ガイドライン等、改正等が必要なルール等について迅速な整備に取り組んでまいります。

- 「改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について」を決定いたしました。（令和2年7月22日）

第149回個人情報保護委員会（令和2年7月22日）において、「改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たったの基本的な考え方について」を決定いたしました。

第144回委員会において決定されたロードマップと今回決定された基本的な考え方に基づいて、委員会における検討を進めてまいります。

[改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たったの基本的な考え方について \(PDF : 266KB\)](#) 
※第149回委員会 資料1の一部を修正しております。

- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組」を決定いたしました。（令和2年6月15日）

第144回個人情報保護委員会（令和2年6月15日）において、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組」を決定いたしました。

資料中の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」に沿って、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組んでまいります。

[個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について \(PDF : 583KB\)](#) 
※第144回委員会 資料1の一部を修正しております。

[ご利用にあたって](#) | [関連リンク](#) | [個人情報保護方針](#) | [当ウェブサイト掲載資料のご利用について](#) | [ご意見・ご感想](#) | [アクセス](#)



個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission
法人番号 4000012010025

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階
電話: 03-6457-9680 (代表)

Copyright © Personal Information Protection Commission, Government of Japan. All Rights Reserved.

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が、暮らし、生きがいを感じ、高め合える社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特성에応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
 - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用データの活用努力義務を規定する。
 - ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることと規定する。
 - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③ 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験受験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(こみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を裏施する事業を創設**する。
 - ― 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須 ― 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

I～IIIを通じ、継続的な伴走支援を実施

- ・ 世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート
- ※ これまで結びつきがなかった人と人がつながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

II 参加支援

- ・ 既存の取組では対応できない、狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)
- ※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

就労支援

- (狭間のニーズへの対応の具体例)
- 見守り等居住支援

- 生活困難者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる等

III 地域づくりに向けた支援

相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助についで、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。

現行の仕組み

高齢分野の相談

障害分野の相談

子ども分野の相談

生活困窮分野の相談

相談支援

属性や世代を問わない相談

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、更に2040年を見据えると、介護サービス需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められる。
- このため、介護サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる取組を推進することが必要。

認知症施策の総合的な推進

- 認知症施策について、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ)等を踏まえ、以下の規定を整備する。(→2025年までに本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備した市町村数100%を目指す。)
 - ・ 国・地方公共団体の努力義務として、地域における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生を追加。
 - ・ 介護保険事業計画の記載事項として、他分野との連携など、認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加。
(※)上記の見直しその他、「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に対応できる規定に見直す。

地域支援事業におけるデータ活用

- 市町村の努力義務として、地域支援事業を実施するにあたっては、PDCAサイクルに沿って、効果的・効率的に取組が進むよう、介護関連データを活用し、適切かつ有効に行うものとする。

介護サービス提供体制の整備

<介護保険事業(支援)計画の作成>

- 今後の介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、計画的に進める必要があることから、以下の規定を整備する。(→市町村・都道府県の介護保険事業(支援)計画における対応率100%を目指す。)
 - ・ 介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しを勘案すること。
 - ・ 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加。

<有料老人ホームに係る都道府県と市町村との間の情報連携の強化>

- 適切な介護基盤整備を進めるため、有料老人ホーム(※)の情報の把握のための都道府県・市町村間の情報連携強化の規定を整備する。

(※)届出の手続きや指導監督権限は都道府県にある。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- 地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することは、地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築に資する。
令和元年5月成立の健康保険法等の一部改正法によって、医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の連結・解析が法定化されており、医療・介護分野データの有益な解析等が期待される。

介護分野のデータ活用の環境整備

- 介護分野におけるデータ活用を更に進めるため、現行収集している要介護認定情報・介護レセプト等情報に加え、厚生労働大臣は、通所・訪問リハビリテーションの情報(VISIT情報)や高齢者の状態やケアの内容等に関する情報(CHASE情報)、地域支援事業の利用者に関する情報(基本チェックリスト情報等)の提供を求めると規定する。

介護関連データ

要介護認定情報・
介護レセプト等情報

通所・訪問リハビリ情報
(VISIT情報)

高齢者の状態やケアの内容等情報
(CHASE情報)

地域支援事業情報
(基本チェックリスト情報等)

医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等

- 現行のNDB等の医療・介護データの名寄せ・連結精度の向上に向けて、社会保険診療報酬支払基金等が、医療保険のオンライン資格確認のために管理する被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全に提供しつつ提供することができることとする。
- 併せて、正確な連結の基盤となるオンライン資格確認を普及させる観点から、社会保険診療報酬支払基金の業務に、当分の間、医療機関等の申込みに応じ、オンライン資格確認に必要な物品(オンライン資格確認システムに対応した顔認証付きカードリーダー)を調達・提供する業務を追加する。

(※)令和3年3月からオンライン資格確認を導入する予定。

(→オンライン資格確認システムについて、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関等での導入を目指す。)

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→) 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑ 連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

要件を満たしたものを認定・監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)
※ 社会福祉法人と同様、事業区域等により決定。

【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を営業者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化 に関する法律について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の概要

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、①国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、②聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる。

電話リレーサービスの概要



通訳オペレータ（手話通訳者等）が手話又は文字と音声とを翻訳することにより、聴覚障害者等の電話による意思疎通を仲介するもの

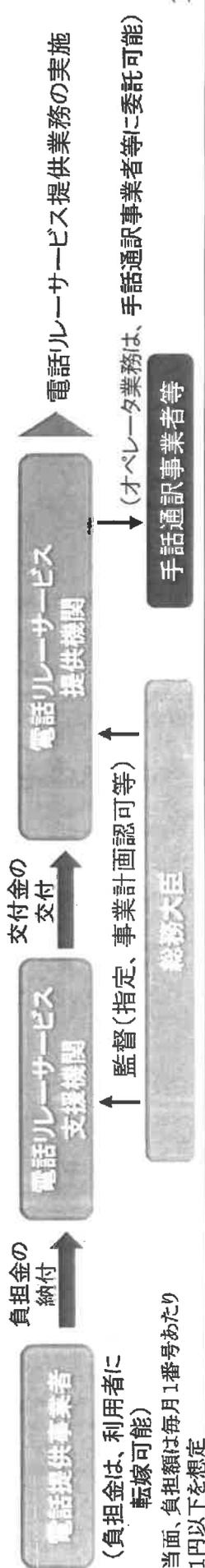
法律案のポイント①：国による基本方針の策定等

国及び電話提供事業者等の責務について定めるとともに、総務大臣が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本方針を定めること※を規定する。

※電話リレーサービスの提供条件として、通訳方式は手話・文字の両方、提供日時は24時間/365日、利用料金は耳の聞こえる人の電話料金と同等とすること等を定めることを想定。
※電話リレーサービス以外の聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に係る取組みとして、音声認識やAI(人工知能)の技術開発の推進の方向性等について定めることを想定。

法律案のポイント②：電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等

電話リレーサービスの提供の業務を行う者（電話リレーサービス提供機関）を指定し、電話提供事業者に負担金の納付を義務付け、当該機関に対して電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付するための制度を創設する。



(負担金は、利用者に転嫁可能)

当面、負担額は毎月1番号あたり1円以下を想定

公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けたスケジュール

- 令和2年6月12日 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(電話リレー法)公布
- 同年度中 法律施行、基本方針告示。「電話リレーサービス提供機関」、「電話リレーサービス支援機関」を指定。
- 令和3年度中 公共インフラとしての電話リレーサービス提供開始 (目標)

<p>令和元年度 (2019年度)</p> <p>○ 2月 法案提出</p>	<p>令和2年度(2020年度)</p> <p>○ 6月 法律公布</p> <p>○ 聴覚障害当事者等からの ヒアリング</p> <p>○ 基本方針に係る</p> <p>○ 提供機関及び支援機関を指定</p> <p>○ 法律・省令施行、基本方針策定</p> <p>〔法施行準備〕</p>	<p>令和3年度(2021年度)</p> <p>○ (令和3年度中)電話リレーサービス開始</p> <p>〔実施体制準備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 24時間・365日のサービス提供(利用料金:耳の聴こえる人の電話料金と同等) ■ 双方向化(耳の聴こえる人から聴覚障害者等への通話を含む)を実現 ■ 緊急通報(110番等)への接続を実現
--	---	---

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号）

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響が最小となるようするため、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかつたものに対して新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・雇用調整助成金を支給することができることとする。また、雇用保険の基本手当の給付日数を延長する雇用保険法の特例措置等を講ずる。

改正の概要

1. 休業手当を受けられることができないう労働者に関する新たな給付制度

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けられることができなかつた被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・雇用調整助成金を支給することができる。
（注）中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給。

- ② 雇用保険の被保険者でない労働者についても、①に準じて給付金を支給する事業を実施できる。
- ③ ①及び②の給付金について、公租公課や差押え禁止及び調査、報告に関する規定の整備等の規定を整備する。

2. 基本手当の給付日数の延長

新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応し、雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）の受給者について、給付日数を60日（一部30日）延長できることとする。

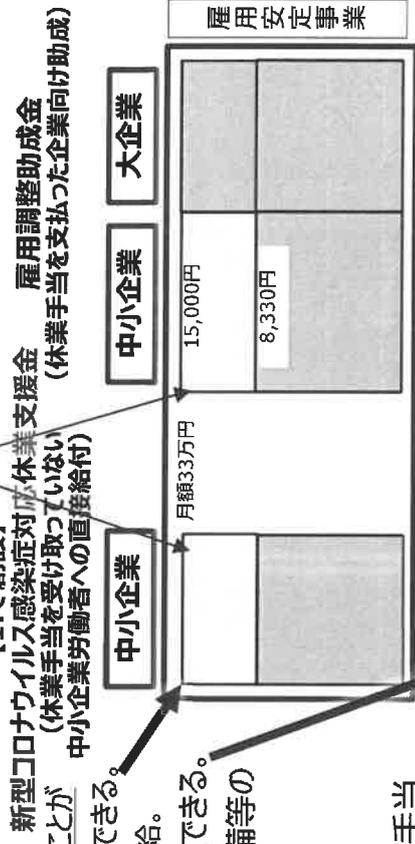
3. 雇用保険の安定的な財政運営の確保（いずれも令和2年度及び令和3年度の措置）

雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、以下の措置を講ずる。

- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用動定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 上記1①の事業、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

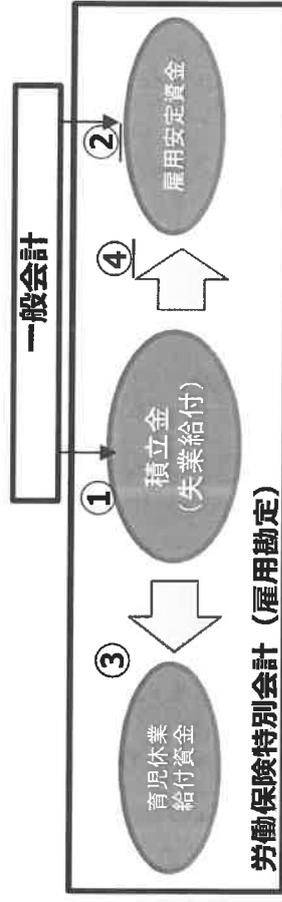
【3②で法的措置】 一般会計繰入

【1.で創設】



※被保険者以外も一般会計で同趣旨の事業を実施

※被保険者以外も一般会計で同趣旨の事業を実施



施行日：公布の日（令和2年6月12日）

